令和3年(行ウ)第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出 差止請求住民訴訟事件

原 告 荒川照明外4名

被 告 茨城県知事 大井川 和彦

第 9 準 備 書 面

2024 (令和6) 年8月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐 外

第1 はじめに

本書面は、被告の令和6年6月13日付準備書面(7)に対して、反論を行 うものである。

被告の上記書面は、これまでの主張の繰り返しとなっている部分が多々 あるから、本書面では、要点について、反論を行うこととする。

第2 被告の準備書面(7)の2に対して

- 1 日立市の池の川処理場の能力について
- (1) 原告は、第8準備書面・2~3pにおいて、本件処分場の浸出水処理施設から排出される排水は日立市の池の川処理場において処理される予定であると考えられるところ、同処理場は老朽化しているうえ、令和5年9月の台風の際に被災して使用不能となっているようであり、水防法以下の法令が想定しなければならないと定めている雨量等の降雨があった場合には、同処理場は使用不能となり、本件処分場の浸出水処理施設からの排水は処分場予定地周辺に溢れるか、付近の鮎川に放流されることになる、と主張した。
- (2) これに対して、被告の準備書面(7)の2、(1)及び(2)では、池の川処理場は昭和53年から予防保全型の維持管理が行われているとか、日立市では、令和6年3月に「令和5年台風第13号に係る日立市災害復旧基本計画」を策定するなどして、適切に復旧と今後に向けた対策を講じている、などと主張している(同書面4~6p。以下、被告の準備書面(7)の箇所を指摘す

るときは、同書面●p、という言い方をする)。

- (3) しかし、被告の主張によれば、日立市では、池の川処理場について、 昭和 53 年から予防保全型の維持管理が行われているということであるが、 令和 5 年 9 月の台風によって見事に被災し、使用不能になったのであるか ら、同市の維持管理は、災害の発生に対して何の意味もなかったというこ とを意味している。
- (4) また、被告の主張によると、日立市は、これから池の川処理場の災害 復旧に関する対策を講じていく予定であると主張しているが、結局は、現 時点においてまだ十分な対策は講じられていないし、今後、予定されてい る計画がうまくいく保証は全くないということである。
- (5) それから、被告の主張によると、本件処分場から池の川処理場に送られる排水の量は、400 ㎡/日であるということである(同書面 4p)。しかし、水防法以下の法令が想定する一日雨量である 690 mm/日の雨が降った場合、本件処分場からは、0.69m×9万3000㎡=6万4170㎡の浸出水が発生するが、この量は、浸出水調整槽の容量である2万8000㎡の2.29倍となる。今後、十分に想定される3日間の降雨量が1000mmに達したような場合には、浸出水の発生量は9万3000㎡となり、浸出水調整槽の容量の3.3倍となる(甲42・3p)。

被告の主張によると、本件処分場内に内部貯留できる水量は2万9925 m³であるということであるから(同書面 9p)、このような雨が降った場合には、調整槽ばかりか、処分場での内部貯留もできないということになる。

このような水量の浸出水が発生した場合、池の川処理場には 400 ㎡/日を大幅に超える排水が送られることになるか、鮎川に放流することになるものと考えられる。そして、池の川処理場が市民のために重要な水処理施設なのであれば、被告や日立市は、その施設を保全するため、余分な浸出水を同処理場に送って同処理場に多大な負荷をかけるなどということはせずに、鮎川に放流してしまうことを選択するものと考えられる。

(6) 従って、被告の計画は、水防法が予定するような降雨量を想定することをせず、池の川処理場に送水する浸出水の計画も杜撰であるから、同処理場に送水されずに鮎川に放流される事態が発生する可能性は高いものといわざるを得ない。

2 被告が想定する浸出係数 0.59 について

(1) 原告らが、第 8 準備書面において、大雨が降っている時やその後しば らくの間は、大気の湿度は 100%となっているはずであるから、この場合 の浸出係数は 1 として計算しなければならないと主張したところ、被告は、 整備要領(Z 11)に従って、そこに記載された計算式に基づいて算定した結果、本件処分場の浸出係数は 0.59 としたのであり、何ら問題はない、などと主張している(同書面 7p)。

(2) しかし、整備要領が記載している浸出係数とは、一カ月にわたる長期の降雨量の平均的な蒸発割合を示すものであり(計算式は、実蒸発散量 E1/平均月間降水量 I)、一日程度の短期間の豪雨時に発生する浸出水を算定するには適さない。このような場違いの数値を用いるのは、明らかな誤りである(甲42・1p)。

浸出係数1を用いた原告らの計算は、実態を踏まえた現実的な計算である一方、浸出係数 0.59 を用いた被告の計算は、実態と乖離した机上の数式を用いた誤った計算である。

(3) この浸出係数の点に関連して、被告が、乙 103 に基づく 1 時間降水量 93 mmまたは 97 mmの雨が 3 時間半継続して降った場合の浸出水発生量を 781 m³または 815 m³であると主張したことについて、原告らは、第 8 準備書面 において、欺瞞的であると述べた。この点について、被告は、欺瞞的な計算など行っていない、などと述べている(同書面 8p)。

しかし、被告の主張に従った計算をしたとしても、1 時間降水量 93 mm または 97 mmの雨が 3 時間半継続して降った場合の浸出水発生量は、それぞれ、 $0.093 \, \text{mm} \times 9 \, \text{万} \, 3000 \, \text{m}^2 \times 3.5 \, \text{h} \times 0.59 = 1 \, \text{万} \, 7860 \, \text{m}^3$ 、 $0.097 \, \text{mm} \times 9 \, \text{万} \, 3000 \, \text{m}^2 \times 3.5 \, \text{h} \times 0.59 = 1 \, \text{万} \, 8628 \, \text{m}^3 \, \text{となるはずである}$ 。

被告は、本件処分場の埋立地について、浸出係数が 0.59 であるから、発生する浸出水量は降雨量 1 mmの時に約 57 ㎡となるとしながら、この 57 ㎡を 24 で割って、1 時間当たりの浸出水発生量を 2.4 ㎡とするという計算をしているようである(同書面 8p。57÷24=2.375 となる)。しかし、1 mmあたりの浸出水発生量 57 ㎡という数値は、1 日当たりの発生量ではなく、あくまでも 1 mmあたりの発生量であるから、この数値を 24 で割って 1 時間当たりの発生量を出すというのは、計算の誤りである。被告は、浸出水発生量を大幅に少なく見せようとして、このような欺瞞的な計算をしたものと考えられる(甲 $42\cdot 2p$)。

3 遮水シートに対する貯留水の負荷について

(1) 原告らが、内部貯留水は、処分場の遮水シートに大きな負荷を与える 旨主張した。被告の主張によると、整備要領にも「最終処分場は原則とし て浸出水の内部貯水をさせない構造とする」とされるということである(同 書面 9p)から、遮水シートにはこのような弱点があるという点は、被告も 争わないようである。

ところが被告は、処理能力を超える浸出水を一旦調整槽(約2万8000

- ㎡)に貯留されることになるほか、浸出水は、浸出水集排水管により集水されることになり、遮水工は基礎地盤の上に設置され、多重構造で構成されて設置されるから、万が一、浸出水集排水管で集水されない浸出水が存在したとしても、次に遮水工の最上部にある保護土の間隙に滞留することになるから、浸出水の全量が直接遮水シートに接触することはまれである、などと主張している(同書面 10p)。
- (2) しかし、雨水は、処分場全体に満遍なく降るものであり、浸出水集排水管の真上にだけ降るものではない。浸出水集排水管は、乙 78・8p の図を見ると、保護土の上に置かれるようであるが、保護土の上に到達した雨水は、浸出水集排水管に流れるばかりではなく、保護土の中にしみこんでいく水もあるものと考えられる。特に大雨の場合には、そのような水が相当量発生するはずである。前記のような 690 mm/日もの雨が降った場合はなおさらのことである。保護土にしみこんだ水は、早晩、遮水シートに到達する。しかも、上記のように、本件処分場は、保護土の上に浸出水集排水管が設置されるという構造であるから、一旦保護土の中にしみこんだ水は、排水することができない構造となっているものと考えられる。従って、本件処分場は、大雨が降った以降は、慢性的に遮水シートが貯留水の負荷を受け続ける、非常に脆弱な安全性を有するものというほかはない。

4 防災調整池容量決定に関する問題について

- (1) 原告らが、被告の計画は、水防法以下の法令が想定する雨量の雨が降った場合には到底対応できるものではないという主張をしたのに対して、被告は、これまで同様、整備要領や調整池技術基準に基づいた計画をしているので、問題はない、という主張をしている(同書面11~14p)。
- (2) しかし、被告の計画は、想定している降雨量の点等も含めて、本件処分場予定地やその下流部の防災・水防と全く関係のないものであることは、これまでに原告らが主張してきた通りである。
- (3) また、原告らの 2023 年 12 月 14 日付第 7 準備書面・8p にも記載したように、被告が作成した「開発行為の技術基準」には、開発行為を行う場合の排水については、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする」と定めている(甲 26・17~18 頁)。従って、防災調整池の容量を算定するにあたっての対象流域は、唐津沢流域全域とされるべきであり、それは 118.30ha となる。実際に、唐津沢流域は、広大な流域であり、特に本件処分場よりも上流域の 62・09ha の下流端は、豪雨時には、漏斗の出口のようにその上流域の雨水を集めて、激甚な洪水流を生ずる地形となっている。この洪水流は、この地形上、本件処分場に流入する可能性が極めて高いのであるから、この流域

の雨水を防災調整池の容量に加えることが、本件処分場の安全性を確保するためにも、下流域の水防・防災の観点からも必要なことである。また、これまでも何度も述べてきたように、西側流域 81.47ha(このうちの62.09ha が、上記の上流部である)の雨水については、被告が主張する道路側溝によって十分な排水ができるという証拠は全くない。そもそも道路は、分水嶺としての役割、確実な隔壁としての役割はないのであり、調整池の容量対象面積から外した独立の集水域とされるべき理由はない(甲42・4~5p)。

- (4) 次に、被告が提出した乙 102 の調整池流域図によると、調整池の容量 算定対象面積は 34.41ha とされている。しかし、調整池の容量算定に用い られる面積は、これまで、36.83ha とされてきたのであり、この数値の変 更は、理由が不明である(甲 42・5p)。
- (5) 水防法以下の法令が想定する大雨が降った場合に必要となる防災調整池の容量は41万5300㎡となる(甲44・5p)。しかし、被告及び事業団が計画する容量は2万9757㎡に過ぎない。現在は唐津沢湖があり、上記のような大雨が降っても、十分な貯水容量がある(57万2600㎡)から、下流の水害防止に極めて重要な役割を果たしている。しかし、本件処分場が建設されると、防災調整池の容量は、上記のように非常に僅かになってしまうのであり、大雨が降った場合にはその大部分が鮎川に放流されることになるから、下流域の水害を大幅に助長することになる。

5 唐津沢という河川の存在について

- (1) 原告らが、本件処分場予定地には、唐津沢という河川があったことを、いくつもの証拠によって示したことに対して、被告は、相変わらず、唐津沢などという河川は存在しなかったし、存在しないという主張を繰り返している(同書面 15~18p)。
- (2) ここでは、細かい反論は繰り返さないが、一点だけ述べておくと、被告は、令和3年度水防法改正を受けて、令和6年度中に洪水浸水想定区域の指定を行うこととされており、仮に本件計画地が洪水浸水想定区域に指定されることがあったとしても、制度の趣旨に従い、浸水想定に対応した情報収集や防災教育・訓練、浸水防止のための資機材の備蓄等の対策を検討していく、ということである(同書面17~18p)。しかし、これまでも述べてきたように、被告の本件処分場に関する計画は、水防・防災・治水という観点を全く欠いているのであり、本件処分場建設計画を中止する以外に、十分な水防計画を立てることは不可能である。その上、唐津沢などという河川は存在しないという主張に固執するような被告や事業団に、適切な水防計画を立てることなど、できるわけがない。

6 新設道路の側溝に関する問題について

- (1) 原告らが、本件処分場に新設される道路の側溝の構造や幅等を被告は 説明できないから、本件処分場の西側に降った雨を的確に排水できること について、何ら主張・立証できていないと主張したことに対して、被告は、 道路法や茨城県道路計画・設計マニュアル等に従って道路計画を進めると か、道路工事要綱や茨城県道路計画・設計マニュアルに従って、降雨確率 3 年を標準として排水施設の整備を進めていく、などと述べている(同書 面 18~19p)。
- (2) 道路法等によって定められている側溝の構造は、道路上に降った雨水の処理を行うことを主眼としているにすぎず、周辺地域に降った雨水を処理することを趣旨とはしていない。結局、被告の計画では、上記道路に設置される側溝は、降雨確率3年程度の降雨量にしか対応できないものであるから、水防法以下の法令で想定されている降雨量はおろか、本件処分場に関する基本的な被告の計画である1/30確率の降雨にすら対応することができないことは明らかである。

被告は、さらに、「本件道路の西側には斜面が存するが、当該斜面と本件道路の間には、訴外日立セメント株式会社が設置した水路に代えて、同等の機能を有するよう整備する水路が存することにより、当該斜面から流出する雨水は、この水路で排水することになる」などと述べている(同書面 19p)。この新たに整備するものとされる水路についても、その具体的内容は全く明らかではなく、被告はその内容について何ら具体的な説明をすることができていないから、このような水路が十分な雨水の排水機能があるとはいえない。寧ろ、日立セメントが設置した水路は、令和5年9月台風の際、本件処分場の上流部から流出してきた雨水に対して全く対応することができず、本件処分場の最上部付近で崩落してしまった。もし被告が新たに設置すると称する水路が、この水路と同等の機能を有するということなら、令和5年9月台風と同等の雨量に対しては何の対処もできずに崩落する、ということになるのであろう。

7 被告が行った水文調査について

- (1) 被告は、その行った水文調査について、現地調査を踏まえて専門科学的な知見に基づいて適切に行ったものである、などと縷々述べている(同書面 19~23p)。
- (2) しかし、この水文調査は、大雨が降った場合の水量や水の流れを全く 調査対象としていないのであるから、仮にこの調査自体が合理的なもので あったとしても、この調査結果を、大雨が降った場合の蒸発散量や、水量 や水の流れを算出する際に参照することが論理的ではないことは明らかで

ある。

(3) また被告は、令和5年9月の台風の際の「流域1」及び「流域2」における 雨水の流動についても、上記水文調査の結果が当てはまるなどと述べてい る(同書面26p)。

しかし、被告のこの主張は、水文調査が行われたときの条件と台風の 時の条件とが全く異なっていることを無視した主張であり、極めてナン センスな主張である。

8 エコフロンティアかさま処分場のパンフレットの記載について

- (1) 被告は、エコフロンティアかさまのパンフレットに書かれた防災調整 池の対応できる容量(1万8530㎡)について、従前の「1/200確率の雨が降 っても対応できる」という記載から、令和5年7月から「降雨強度160mm/h を想定した容量」と変更したことについて、従前の記載は虚偽ではないし、 現在の記載も虚偽ではない、などと主張している(同書面28~30p)。
- (2) しかし、被告の説明を見ると、エコフロンティアかさまでは、防災調整池の水路の洪水時最大流量を年超過確率 1/200 の 1.2 倍を下に算定したと言い訳しても、実際に調整池容量を年超過確率 1/200 で算定しないにも拘らず、「1/200 年確率の雨が降っても対応できる容量(18,530 ㎡)を有しています。」と書いたということであるから、記載内容が誤りであったことは明らかである。また、このような記載が行われたのは、施設の能力・規模をより大きく見せようという意思が働いたからに他ならないものと考えられる。また、結局、同処分場では、防災調整池の容量を、1/3 確率の降雨強度ないし 1/30 確率の降雨強度を用いて算定しているということなのであるから、従前の同処分場の記載は、虚偽の記載であったこともまた、明らかである(甲 42・6p)。

また被告は、令和5年7月の改訂版のパンフレットには、「降雨強度160 mm/h を想定した容量(18,530 m³)計画としています」との記載に改めたと述べているが、降雨強度160 mm/h というのは、水防法以下の法令で想定すべきものとされている153 mm/h よりも大きな豪雨時の降雨強度であり、被告や事業団がこのような降雨強度で防災調整池の計画を立てているはずがない(甲42・6p)。

それから被告は、本件処分場の防災調整池の容量を計算する際には、 「1/30 確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 ti に対応する降雨強度 (mm/hr)を用いて、必要容量が最大になるように求めることとされている」 (\mathbb{Z} 46 の $1\cdot 13p$)ということに基づき、必要調節容量が最大となる継続時間 ti を 635.2 分、継続時間 ti に対応する降雨強度 18.120 mm/hr を用いるというやり方をしている (同書面 $11\sim 12p$)。一方、エコフロンティアか

さまの防災調整池の容量を計算する際には、流入時間と流下時間の合計 12 分、水戸地方の降雨強度式を用いた 1/30 の降雨強度 160.7 mm/hr を用いて計算したということのようである。何故か、この降雨強度は、開発前と開発後とでは数値が違う (乙 $108 \cdot 4.1-2$ の表 4.1-2)。本件処分場とエコフロンティアかさまとでは、防災調整池の容量を決めるにあたっての計算方法が違っているようである。従って、エコフロンティアかさまの防災調整池は、本件処分場と同様の意味で、160 mm/h の豪雨に対応することは到底出来ていないはずである (甲 $42 \cdot 6p$)。エコフロンティアかさまの流域面積は 21.9 ha であるということなので (乙 $108 \cdot 4.1-2$ の表 4.1-2)、160 mm/h の雨が 1 時間降ると、21 万 9000 ㎡×0.160=3 万 5040 ㎡の雨水が発生することになるから、1 万 8530 ㎡の容量では到底足りないことが明らかである。

従って、令和5年7月に改訂したというパンフレットの内容も誤っていることが明らかである。

事業団は、このような、誤った内容のパンフレットを作って県民を誤魔化す体質がある。このような事業者は、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(廃棄物処理法7条5項4号チ)に該当するものであるから、被告は、本件処分場の設置許可を取り消すべきである(同法15条の3第1項1号、14条5項2号イ)。

9 本件処分場の新設道路等の防災対策について

- (1) 被告は、新設道路の側溝や新たに造る代替水路によって、本件処分場の西側に降った雨水を的確に排水できる予定であるとか、西側の斜面の安定性は保たれているとか、落石防止柵を作って、西側斜面から新設道路や本件処分場への落石を防護する予定であるなどと述べている(同書面 30~31p)。
- (2) 原告は、第8準備書面12pにおいて、新設道路、代替水路、落石防止柵の構造等について、被告が何らの主張も立証もできていない旨指摘したが、被告の主張は、具体性を欠いた、裏付けのない主張を繰り返すにとどまっている。それらの設備が本件処分場の安全性を保つことや、水害や落石事故等を十分に防ぐことができるということについて、被告は、何らの立証も行っていない状態であることに変わりはない。
- (3) さらに、令和 5 年 9 月の台風時の本件処分場予定地の地盤崩壊の状況 を見れば、唐津沢上流域で激甚な洪水が発生し、本件処分場西側の上り林 道と谷底へと下る道路の分岐点付近(水路切替槽付近)を起点として、推定 で最大長約 80m、最大幅約 30m、最大深さ約 7m という広範囲に亘って地盤

が崩壊した。この崩壊した箇所は、本件処分場建設計画に係る設計図と対 比すると、その大崩落した箇所の途中には、搬入道路のトンネル出入り口 と廃棄物の埋立部分の端が配置されている。そして、崩壊した岩盤は、本 件処分場の埋立部分に落ちた。当然のことながら、岩盤と共に、大量の雨 水が本件処分場の埋立部分(現在の唐津沢湖)に流入したものと考えられる (甲 42・8~9p、甲 43)。

このような事実から、いわゆる西側部分から、大雨時に、本件処分場に大量の雨水が流入することは実際にあり得ることであることが分かる。そればかりか、西側地区からの、特に上流域からの雨水は、水防法以下の法令で想定すべきこととされている降雨強度よりもかなり低度の、降雨強度 93 mm/h 程度の降雨であっても、水路切替槽の機能を破損させ、水路切替管を流草木・流石で詰まらせ、代替水路を通ることなく、土砂等と共に本件処分場の埋立地に流れ落ちることになる。被告の計画では、上流部分からの激甚な洪水に対する対処、この洪水から発生することが予想される水路の阻塞や土砂崩れを防止するための対策が全くない(甲42・11p、甲43)。

従って、西側部分(特に上流域の 62.09ha)からの処分場への雨水の流入があることは、十分にあり得ることであると考えなければならないし、西側部分の防災対策も不十分であると断ぜざるを得ない。

以上